

●保険料を滞納すると…

特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合、滞納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1～3割である利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。保険料は必ず納めてください。

1年間滞納した場合
サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納した場合
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。

2年以上滞納した場合
サービスを利用するときの利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

介護保険料 Q&A

Q 保険料はいつの分から市へ納め始めますか？

A 介護保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

9月1日生まれの人 ⇒ 8月分から納めます
9月2日生まれの人 ⇒ 9月分から納めます

(注) 40歳から64歳までは、各医療保険料(国民健康保険税、社会保険料など)に介護分の保険料が含まれており、世帯主や本人(扶養者)が納めます。

Q 住んでいる市町村によって保険料額が違うのはなぜですか？

A 介護保険料は、市町村ごとの介護保険事業にかかる総費用と65歳以上の人数を基に決まりますので、市町村によって異なります。

Q 65歳になりましたが、国民健康保険税の介護分も支払っています。二重支払いになりませんか？

A 65歳になられる年度については、誕生日の前日の属する月の分から介護保険料をお支払いいただくこととなります。国民健康保険税の介護分はその前月までの分として月割りで計算していますので、二重支払いにはなりません。

☆あらかじめ月割りした介護分を1年間の納期に分割して納付していただいているため、その年度中は介護分の支払いが発生しますが、65歳になる前の分ですのでご理解ください。
☆ご家族で40歳から64歳までの方がいらっしゃる場合には、その方の分としての介護分の国民健康保険税は残ります。

Q 所得が少なくても保険料を納めなければならないのですか？

A 所得の少ない方については、その所得に応じた段階ごとの保険料額になっていますので、ご理解ください。

なお、災害などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免等を受けられる場合があります。困ったときは、お早めに課税課国民健康保険税係にご相談ください。

Q 保険料を年金天引きで納めていましたが、納付書が送られてきました。これはなぜですか？

A 例えば、次に該当する方は納付書や口座振替の方法により、保険料を納めていただくことがあります。

- ・前年度、仮徴収期間(4月、6月、8月)で年間保険料額が完納となった方
- ・所得の更正により保険料額が変更となった方
- ・年金の額等に変更があった方
- ・年度途中で他市町村から転入された方

Q サービスを利用していないのですが、納めた保険料は返してもらえますか？

A 介護保険は、医療保険と同様に、助け合いの精神に基づく社会保障制度ですので、保険料をお返しすることはありません。どうぞご理解ください。



65歳以上の方(第1号被保険者)の

介護保険料

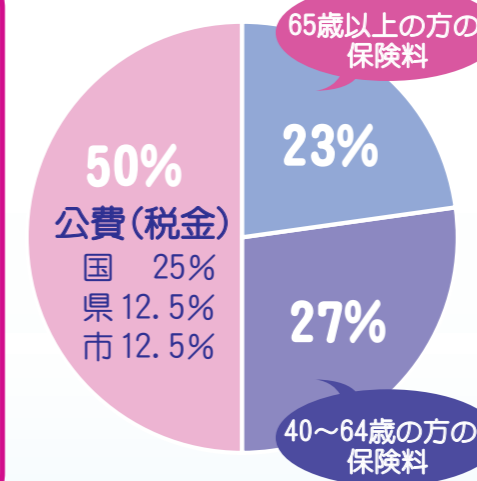
令和5年度版



介護保険制度は、介護が必要になっても
住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように
社会全体で支えていこうというしくみです。

介護保険の財源

一人一人の保険料は
介護保険の
大切な財源です。
みなさまの
ご理解とご協力
をお願いいたします。



負担割合は、65歳以上の方と40～64歳の方の人口比率などを基に決められます。65歳以上の方の負担割合は、23%です。

令和元年10月の消費税増税に伴い、公費によって、第1～3段階の方の介護保険料が軽減されています。

介護保険料の使い道

介護保険料は、要介護・要支援の方が利用する介護サービスの保険給付や、住み慣れた地域で生活を続けるための地域支援事業(介護予防事業等)に使われます。

介護サービスについて詳しく知りたい方は、高齢福祉課(TEL 0287-62-7191)までお問い合わせください。



©みるひい 那須塩原市

那須塩原市 課税課 国民健康保険税係
TEL 0287-62-7120

●保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料額は、那須塩原市で令和3～5年度に必要な介護保険事業の総費用から算出された「**基準額**」を基に、原則としてその方の世帯の所得に応じて決められます。

基準額の算出方法

那須塩原市に必要な
介護保険事業の総費用



65歳以上の方の
負担分23%



那須塩原市に住む
65歳以上の方の人数



那須塩原市の保険料の**基準額** **64,800円**(年額)

保険料額はこの基準額を基に、所得等に応じて12段階に分かれます

段階	対象となる方	令和5年度	
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金※1受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額※2と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	19,400円 (基準額×0.3) ※3	32,400円 (基準額×0.5)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	22,600円 (基準額×0.35) ※3	38,800円 (基準額×0.6)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	42,100円 (基準額×0.65) ※3	45,300円 (基準額×0.7)
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	58,300円 (基準額×0.9)	
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	64,800円 (基準額)	
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	71,200円 (基準額×1.1)	
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	77,700円 (基準額×1.2)	
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	84,200円 (基準額×1.3)	
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	97,200円 (基準額×1.5)	
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	113,400円 (基準額×1.75)	
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	129,600円 (基準額×2.0)	
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	145,800円 (基準額×2.25)	

- ※1 老齢福祉年金…明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
 ※2 合計所得金額…「所得」とは実際の「収入」から「必要経費相当額」を差し引いた金額で、所得控除(扶養控除や医療費控除など)をする前の額です。
 ※3 第1～3段階の方を対象に公費(国・県・市が負担)による保険料の軽減を行っています。

●保険料の納め方

納め方は年金の受給額によって、**特別徴収(年金天引き)**と**普通徴収(納付書や口座振替での納付)**に分かれます。

※年度途中で納付方法が切り替わることがあります。

(例)1期、2期、3期は普通徴収で納付、10月、12月、2月は特別徴収で納付。

※介護保険法で特別徴収と普通徴収の対象者が決まっていますので、納め方を自分で選択することはできません。

特別徴収(年金天引き)年金が年額18万円以上の方は年金から天引きになります

※天引き対象の年金は、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金です。老齢福祉年金は対象ではありません。

- 年金天引きの対象になる方であっても、年度途中で65歳になった方や転入した方は、その年度分は納付書や口座振替での納付(普通徴収)となり、年金天引きとはなりません。おおむね7～12か月後から天引きになります。
- 保険料は、通常年6回(年金受給月)に分けて天引きになります。なお、年金天引きが6月、8月、10月から開始される方は、年度内での天引き回数が異なります(事前に市から「介護保険料特別徴収(仮徴収)開始通知書」が送られます)。
- 年金天引きの対象者全員へ、市から9月に「介護保険料特別徴収開始通知書」が送られます。

仮徴収・本徴収ってなに？



仮徴収(暫定賦課)

65歳以上の方の介護保険料は、市民税の課税状況等が確定する6月以降に決定します。したがって、4月、6月、8月は、確定した保険料での徴収ができないため、暫定保険料での徴収となります。これを**仮徴収**といいます。通常は、前年度の2月の天引き額と同額になります。

本徴収(本算定賦課)

10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて徴収します。これを**本徴収**といいます。

普通徴収 年金が年額18万円未満の方、年度途中で年金天引きが止まった方などは納付書や口座振替での納付となります

※老齢・退職年金、障害年金、遺族年金を受給していない方が対象となります。老齢福祉年金を受給している方も対象となります。

- 保険料は、通常年6回(期)に分けて納めます。なお、年度内での納付回数が異なる場合があります。
- 市役所から納付書を送付しますので、市役所、取扱金融機関、コンビニエンスストア等で納めてください(詳しくは納入通知書をご覧ください)。

忙しい方、なかなか外出できない方は、便利な口座振替をご利用ください

預金口座から自動的に振替ができます。預金通帳・通帳の届出印鑑をご持参の上、市内金融機関等にお申し込みください。申込みから振替開始まで1か月程度かかる場合がありますので、お早めにお申し込みください。



令和5年度介護保険料納期のご案内(普通徴収)

7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月
1期 (7月31日)	2期 (8月31日)	3期 (10月2日)	—	4期 (11月30日)	5期 (12月25日)	6期 (1月31日)

※令和6年1月以降に65歳になった方や、転入した方は、2月以降に設けられる随時の納期により納めていただくこととなります。※納期月の末日が土曜・日曜・休日の場合は、翌平日が納期限となります。また、12月は年末年始前が納期限となります。